

# 瀬戸内市立保育園民営化ガイドライン

平成27年 5月

瀬戸内市

## ○ガイドライン作成に当たって

核家族化の進行、女性の社会進出による夫婦共働き世帯の増加、多様化する就労形態に伴う多様な保育ニーズ、増加する保育需要に対応するため、柔軟な保育サービスが求められています。

一時保育や延長保育、休日保育など保育ニーズに対応した保育サービスを実施するには、職員配置の対応などに柔軟な運営が必要であり、これまで私立保育園が利用者の多様なニーズに柔軟に対応する積極的な保育サービスを提供してきた実績から見ても民間活力の活用を図ることが有効です。

また、地域における連帯感の希薄化の進行によって、多くの親が子育てに対して様々な不安感と負担感、孤立感などを抱えており、児童虐待といったケースもあとを絶ちません。これまで公立保育園が果たしてきた、障がい児保育、家庭支援、子育て支援等を充実させていくためには経験のある保育士の効率的・効果的な配置が必要ですが、公立保育園では、かなりの部分を臨時保育士やパート保育士に依存しているのが現状です。

さらに、国の「三位一体改革」等の影響で公立保育園の運営及び施設整備に係る国の負担が実質削減方向にあり、このままでは公立保育園の運営や老朽化した施設の改築等に支障をきたすことになり、公立保育園の運営に関して厳しい財政運営を迫られています。一方で限られた人員や財源で、より一層効果的な保育園の運営が求められています。その中で、将来にわたって、良質な保育の提供を安定的に持続していくために、保育のための運営の効率性は必要です。

公立保育園の民営化は、多様化する保育ニーズに柔軟に対応するため、公立保育園の一部を民間に任せ、その運営に関わる人材や経費を、障がい児保育、家庭支援、子育て支援等の充実にあてるよう図っていくものです。

公立保育園と私立保育園、それぞれの役割が十分に発揮され、結果として瀬戸内市の保育水準を高め、子どもたちにとっての保育環境の向上を図っていくこと、良質で持続的な保育サービスが提供できる体制づくりに寄与することを目的とするものです。

## ○ガイドラインの目的

このガイドラインは、瀬戸内市における公立保育園の民営化に関する基本的なルール・基準を示すことを目的としています。

## ○民営化の手法

公立保育園を民営化する手法としては、市の財政的な効果、事業者による経営の継続性や安定性、運営の柔軟性、自立性などを考慮し、公立保育園をそのまま利用し民間事業者が私立保育園として運営する「民設民営方式」とします。

### ①民設民営方式

設置者も運営者も民間事業者、職員も運営者に雇用される者。

民間事業者が自らの責任で運営することから、経営の持続性や安定性、運営の柔軟性、長期的な向上意欲や地域に根付いた運営が期待できます。園整備に当たっては国庫補助金の対象になります。

認可保育園として基本的な保育内容は変わりません。公立保育園と同様に、今までどおり県による定期的な指導監査を行います。

## ○民営化対象園の選定方法

民営化により、多様化する保育ニーズに対応するため、民営化対象園の選定にあたっては、事業の効果、事業の継続性、保護者の利便性などを考慮し、需要が将来的にも見込まれる園を検討する必要があります。

また、地域に密着した子育て支援の拠点としての公立保育園の意義や、地域の特性やニーズを踏まえ、以下の点を重視し総合的に判断して決定します。

### ①民営化対象園選定にあたって重視するポイント

- ア. 子育て支援の拠点としての公立保育園とのバランス。
- イ. 人口の集積状況等、需要が将来的にも見込まれるかどうか。
- ウ. 運営の効率性を考慮し、安定した園運営のできる定員。
- エ. アクセス条件、接道条件等通園の利便性。

### ②民営化対象園を選定する機関

「瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会」内に設置されている幼保部会において民営化対象園の選定を行います。

## ○民営化対象園の発表と説明会

対象園の発表は、対象園の保護者に発表した後、広く市民に行います。発表にあたっては、対象園保護者や他園の保護者が他の公立保育園や対象園を選択できるように入園申し込み開始時期に間に合うよう周知します。発表後、対象園の保護者に対し説明会を実施します。

## ○民営化実施事業の期間

対象園発表から民営化実施までの期間は、保護者へ説明し理解をいただいた後、適正な事業者の選定を行い、事業者が余裕を持って準備を行える十分な期間とし、最低2年6ヶ月を確保します。

### ①民営化実施にあたって確保する期間

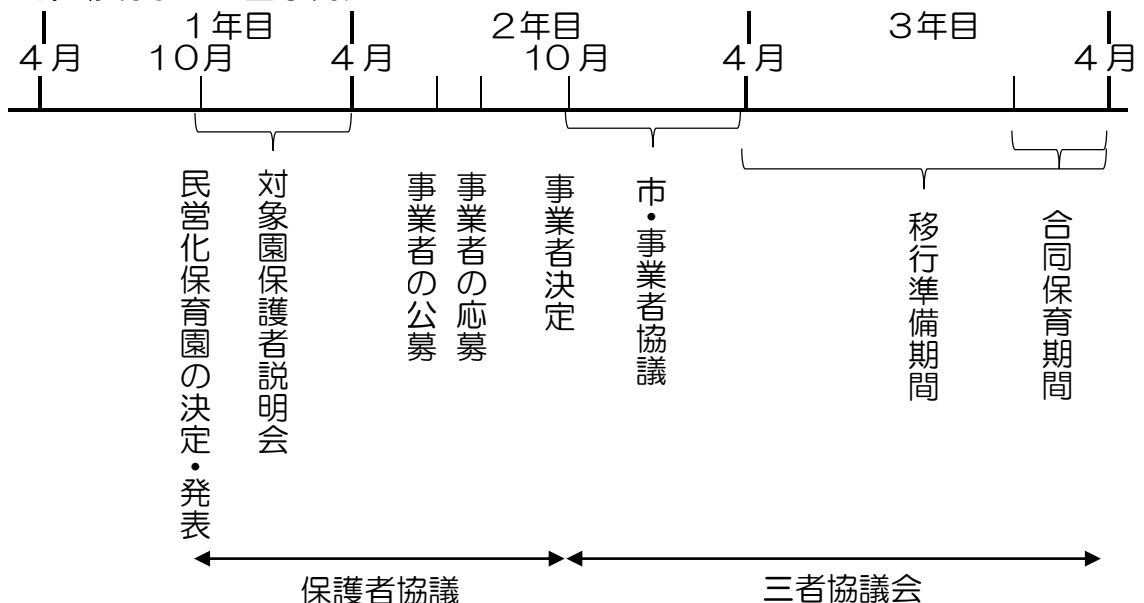
ア. 対象園民営化の計画発表から民営化の実施までの間に、事業者の募集、事業者の選考、市と決定された事業者との協議、保護者・事業者・市による協議会、合同保育までの段階が必要です。

イ. 対象園民営化の計画発表は、保護者の選択が可能なように、実施の2年前の入園申し込み開始時期より前の、2年6ヶ月前の10月に間に合うようにします。

ウ. 事業者の公募、選考、決定までの期間は、保護者の選択が可能なように、実施の1年前の入園申し込み開始時期より前の、1年6ヶ月前の10月に間に合うようにします。

エ. 合同保育の期間を含めた移行準備期間は、公立保育園の行事等を一通り視察、見学するために1年程度を確保するようにします。

オ. 移行までの主な流れ



## ○事業者の公募及び選定方法

運営する法人は実績のある事業者であることが必要です。公募の範囲や募集要項の内容、対象園の保育水準を満たし、保育の質の維持・向上ができる事業者の選定方法などを検討します。

### ①運営主体

認可保育園の運営の実績のある事業者とします。

### ②事業者の公募

より優良な事業者を確保するために、公募の範囲は市内に限定せず、市外からも広く募集します。

公募の期間は2か月程度とします。

### ③事業者の選定

事業者の選定にあたっては、保護者や学識経験者、保育専門職等を含めた「市立保育園民営化選定委員会」を設置します。

この選定委員会では、選定基準や公募要項の作成、応募事業者のプレゼンテーション、ヒアリングを実施し、審査・選考した結果を市長に報告します。

### ④選定基準

詳細については上記選定委員会で協議しますが、公立保育園の保育水準を満たし、保育の質を維持・向上できる事業者であることとします。

#### 【選定基準の項目（例）】

- ・子どもの発育を尊重し支援する保育を実施すること。
- ・児童福祉に対する熱意や関心があること。
- ・保育に対する高い専門知識や豊富な経験、意欲のある職員が確保されること。
- ・民営化する保育園であることを十分に認識し、子どもの民営化に係る負担を最小限にするように努めるとともに、保護者に対して柔軟で適切な対応ができること。
- ・子育て経験の少ない親への支援に積極的であること。
- ・地域に対する貢献意欲や実績があること。
- ・法人の財務体質が健全であり、事業運営に支障がないと判断できること。
- ・三者協議会に誠実に参加し、保護者・市と協力しながらよりよい保育を目指す姿勢があること。
- ・民営化対象保育園の特性を最大限に活かせることができ、かつ実現可能性のある事業提案があること。

・安全面に対する管理体制が十分にとれていること。等

#### ⑤決定事業者の発表

- ア. 事業者が決定した場合、決定の発表から民営化移行まで1年6ヶ月の期間を確保します。
- イ. 発表は、対象園の保護者だけでなく広く市民に行います。
- ウ. 事業者の決定後、次年度の入園申し込みにあたって、他の公立保育園への転園を希望する在園児の保護者について、転園が可能となるような配慮を検討します。

### ○三者協議会の設置と移行準備期間

保護者・事業者・市の三者による三者協議会を設置するとともに、移行計画を策定し、民営化実施まで十分な期間を確保し、引き継ぎ準備や保護者に理解が深められるよう、十分な準備ができるようにします。

#### ①保護者・事業者・市の三者による協議会の設置

- ア. 保護者・事業者・市の信頼関係が大切なことから、事業者の決定後、速やかに三者協議会を設置します。
- イ. 事業者職員と対象園職員の両者が良いチームワークをつくり、円滑な移行への意思統一を行うため交流機会を設けます。

#### ②移行までの準備期間と移行計画の策定

- ア. 移行までの準備期間を1年程度確保します。
- イ. 移行のための移行計画を策定し、事業者の引き継ぎ体制づくりや、保護者の理解が深められるよう十分な準備ができるようにします。
- ウ. 保護者の意見・要望を取り入れながら、対象園の保育水準、保育内容を継承することを前提に引き継ぎを行います。

#### ③合同保育の実施

- ア. 移行による保育環境の変化に伴う子どもへの負担を最小限に抑えることや、対象園の保育内容を引続き実施していくこと等を目的として、事業者職員と対象園職員の合同保育を実施します。
- イ. 合同保育は、アレルギーの有無、子どもの個々の性格、園での過ごし方等、記録だけではなく実際の保育を行うことでより確実性のあるものとしてします。
- ウ. 合同保育の期間は、最低でも3ヵ月とし、三者協議会で合同保育の方法を決定します。
- エ. 合同保育期間中の事業者の費用等については、市と事業者の間で業務委

託契約を締結し、市が負担します。

#### ④移行準備期間における進行管理及び市の支援

ア. 市は引き継ぎが移行計画どおりに実施されているか、逐次進行管理を行います。

イ. 問題が生じた場合には、市が調整に入り、必要な改善・指導を行います。

ウ. 市は事業者に対し、事業者職員の公立保育園への派遣や研修等、必要な支援を行います。

### ○民営化後の市の責任と支援体制

民営化後についても、保護者・事業者・市の三者において、一定期間協議を継続します。保護者と民営化園において問題が生じた場合には、市が解決に努力します。

また、民営化後の保育内容の確認や、アンケートなどによる評価や情報公開について検討します。

#### ①民営化後の三者懇談会の設置

ア. 民営化後も、原則として民営化移行時点の在園児が卒園するまでの間、保護者・事業者・市の三者による懇談会を設置し、定期的を開催します。

イ. 保護者と事業者との間に民営化園の運営において問題が生じた場合は、上記懇談会において解決を図ります。

#### ②民営化後の保育内容の確認

ア. 引き継ぎ過程での三者協議会における決定事項等、事業者が確実に履行するよう指導します。

イ. 市は事業者による保育内容を逐次確認するとともに、民営化移行に関する問題が生じた場合は調整に入り、必要な改善・指導を行います。

#### ③民営化の評価・苦情処理

ア. 民営化移行後における保育内容についての保護者アンケートを市が実施し、事業者の運営状況を評価します。

イ. 懇談会設置期間中は、事業者に福祉サービスの「第三者評価制度」の受審を義務付け、第三者の視点により民営化園の評価を行います。

ウ. 懇談会解散後の保護者からの意見や苦情を受け付ける仕組みと、これに対する回答や解決策を示すことを事業者に義務付けます。

### ○その他

このガイドラインは民営化に関する基本的なルール・基準を示したものです

が、万が一この基本的な事項においても当てはまらない事態が発生した場合は、保護者と市の協議によりこのガイドラインの改訂も含め見直すことができるものとする。